

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たる日は、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)  
保険医療機関等の指定(保険課)
- 木材業者及び製材業者の登録(林務課)
- 木材業者及び製材業者の登録の変更( )
- ◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(高等学校課)
- ◇ 教委告示 平成十二年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項( )

## 告 示

### 鳥取県告示第七百四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年十一月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

(病院、診療所又は薬局)

氏 名	住 所 地	指 定 年 月 日
レディースクリニックひまわり 小笹産婦人科	倉吉市南昭和町二七―一	平成十一年十一月十八日
米子医療生活協同組合弓ヶ浜診療所	米子市富益町一―二八	〃

(指定訪問看護事業者等)

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指 定 年 月 日
医療法人 賛幸会	鳥取市野寺六二―一	訪問看護ステーションはまゆう	鳥取市野寺六二―一	平成十一年十一月十八日

### 鳥取県告示第七百四十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十一月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山形歯科医院	鳥取市松並町二丁目五二八―一	平成十一年十一月十五日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目一―三	平成十一年十一月二十日
田中医院	米子市錦町一丁目七六	平成十一年十一月二十一日
グッドヒル診療所	鳥取市吉成二丁目一四―二	平成十一年十一月二十二日

田中外科医院	西伯郡岸本町吉長五八一	平成十一年十一月二十四日
中尾耳鼻咽喉科医院	米子市角盤町二丁目六三二	平成十一年十一月二十六日
常田調剤薬局	鳥取市西町三丁目一〇一一	平成十一年十一月十五日

鳥取県告示第七百四十九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六條第一項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者を登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年十一月三十日

鳥取県知事 片 山 肇 郎

1 木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
鳥第39号	平成11年7月14日	鳥取市南町525	あみ、いなば 代表者 澤田恒子
八第42号	平成11年9月14日	八頭郡智頭町大字駒埴116-1	坂田 匡
倉第37号	平成11年10月22日	倉吉市下福田375	有限会社大田金松園 代表取締役 大田千賀代
米第28号	平成11年5月17日	米子市角盤町一丁目96	吉岡 良
米第29号	平成11年5月17日	西伯郡名和町大字御来屋154-3	御来屋木材有限公司 代表取締役 國谷 進
米第30号	平成11年6月18日	西伯郡岸本町大殿1365-21	有限会社ウツドカンパニーターターセン 代表取締役 生田 望
米第31号	平成11年6月22日	米子市西三柳2864-14	株式会社ひの木屋 代表取締役 中原洋行

2 製材業者

登録番号	登録年月日	所 在 地	名称及び代表者の氏名
米第19号	平成11年5月17日	西伯郡名和町大字御来屋154-3	御来屋木材有限公司 代表取締役 國谷 進

鳥取県告示第七百五十号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七條第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録を変更したので、同条第三項において準用する同条例第六條第二項の規定により告示する。

平成十一年十一月三十日

鳥取県知事 片 山 肇 郎

1 木材業者

登録番号	登録年月日	名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	登録変更年月日
八第10号	平成11年4月1日	若桜木材協同組合 代表理事 中尾悦三	代表者名の変更	若桜木材協同組合 代表理事 中尾悦三	若桜木材協同組合 代表理事 門村正行	平成11年6月15日
八第13号	平成11年4月1日	用瀬町森林組合 代表理事組合長 加賀田隆	〃	用瀬町森林組合 代表理事組合長 加賀田隆	用瀬町森林組合 代表理事組合長 國広良男	平成11年7月5日
八第24号	平成11年4月1日	智頭町森林組合 代表理事組合長 玉木久夫	〃	智頭町森林組合 代表理事組合長 玉木久夫	智頭町森林組合 代表理事組合長 澤米由己	平成11年7月5日
米第17号	平成11年4月1日	大山森林組合 代表理事組合長 伊澤卓司	〃	大山森林組合 代表理事組合長 伊澤卓司	大山森林組合 代表理事組合長 林原理郎	平成11年8月24日

2 製材業者

登録番号	登録年月日	名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	登録変更年月日
八 製 号 第 2 号	平成10年 4月1日	若松木材協同組合 代表理事 中尾悦三	代表者名の変更	若松木材協同組合 代表理事 中尾悦三	若松木材協同組合 代表理事 門村正行	平成11年 6月15日
八 製 第 2 4 号	平成11年 4月1日	智頭町森林組合 代表理事組合長 玉木久夫	〃	智頭町森林組合 代表理事組合長 玉木久夫	智頭町森林組合 代表理事組合長 澤米由己	平成11年 7月5日

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十一月三十日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第十二号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表の鳥取東高等学校の項、倉吉東高等学校の項及び米子東高等学校の項中「二〇〇人」を「八〇人」に改める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十四号

平成十二年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成十一年十一月三十日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

平成12年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目210	80人
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	80人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町1	80人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

- ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。
- イ 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）を貼り付けたもの

<p>(4) 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。） 又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類 イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検 証を交付するものとする。</p> <p>(2) 出願期間 平成12年4月3日(月)から同月5日(水)まで。ただし、郵送による場合は、簡易書留 とし、平成12年4月4日(火)までの消印のあるものに限る。</p> <p>(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 受付場所 各募集高等学校</p> <p>4 入学者選抜の方法 入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。</p> <p>5 学力検査の日時等</p> <p>(1) 日時 平成12年4月10日(月)午前9時から（午前8時30分までに集合すること。）</p> <p>(2) 場所 各募集高等学校</p> <p>(3) 学力検査の教科 国語（国語Ⅰ及び国語Ⅱ）、数学（数学Ⅰ・数学A及び数学Ⅱ・数学B）及び英 語（英語Ⅰ及び英語Ⅱ）</p> <p>6 合格者の発表 平成12年4月12日(水)正午に各募集高等学校に合格者の受検番号を掲示する。</p> <p>7 注意事項</p> <p>(1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。</p> <p>(2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。</p> <p>8 参考事項</p>	<p>(1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導する ことを目的として、次の教科を履修させる。 国語、数学、外国語（英語）、理科、地理歴史、公民及び保健体育</p> <p>(2) 専攻科の修業年限は1年とし、学期は第1学期（4月から8月まで）及び第2学 期（9月から翌年3月まで）の2期とする。</p> <p>(3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程 に準ずるものとする。</p>
---	---